

令和8年度京都市ホームレス緊急一時宿泊事業参加者募集要項

京都府保健福祉局
福祉のまちづくり推進室

1 業務内容の概要

- (1) 名称 京都市ホームレス緊急一時宿泊事業
- (2) 目的 住居を喪失又は喪失するおそれのある者(以下「支援対象者」という。)を対象に、緊急一時的に宿泊場所や食事等の提供をしていただける施設を募集する。
- (3) 内容
 - ① 保健福祉局福祉のまちづくり推進室及び各保健福祉センターから居室の提供の要請を受けた際に、令和9年3月31日までの期間において居室を提供できること。
 - ② 食事については、1日3食を提供すること(提供にあたっては、摂取カロリーや栄養バランス等に十分配慮すること)。なお、支援対象者の身体状況等に応じて、特別な食事の提供が必要となる場合は、対応可能な範囲で対応すること。
※ 施設内で調理のうえ、食事を提供する場合等には、各種関係法令を遵守すること。
 - ③ 支援対象者が施設を利用するにあたり、生活に必要な最低限の物品等(例:下着類、タオル、テッシュ、石鹼、歯ブラシ 等)を提供すること。
 - ④ 提供できる居室が20室以上あり、契約期間中は、当該事業の目的のために使用すること。
 - ⑤ 各居室にベッド又は布団、風呂、トイレ、冷蔵庫、洗濯機が完備していること(風呂、トイレ、洗濯機については、共用も可とする)。
 - ⑥ 本市が支払う宿泊料は提供いただいた居室数につき、1室あたり、日額7,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を限度として支払うこととし、適切な支払請求書を本市が受理した日から30日以内に支払うものとなることを承諾すること。
※ 利用者から利用料金等は徴取しないこと。
 - ⑦ 受入れ施設については、旅館業法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」を行う施設に限らず、民間アパート等を活用した宿泊場所の提供等も可能とする。
※ ただし、施設については、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める基準等を全て満たすこと。
 - ⑧ 建物の管理者が24時間常駐している又は24時間体制で非常時の対応ができるよう職員体制を整備していること。
 - ⑨ 福祉のまちづくり推進室及び各保健福祉センターと連絡・調整を行う職員を1名定めるとともに、業務を履行するに当たり、予期せぬ事態が発生

した場合は、速やかに連絡し、指示に従って対応すること。

- ⑩ 施設への入所や施設入所中の通院などにおいて、必要に応じて、各保健福祉センター又は通院先の病院等まで施設の車等により送迎及び付き添いを行うこと。
 - ⑪ 利用者の入所中、施設で生活を送るうえで生じた課題や相談に対して、適切な助言・指導を行うこと。また、各保健福祉センター担当ケースワーカーが支援対象者との面談等で場所を必要とする場合は、提供すること。
 - ⑫ 利用者の入所中、本市ホームレス訪問相談事業の訪問相談員との連携を図ること、また、訪問相談員が利用者との面談等で居室を必要とする場合は、居室を提供すること。
 - ⑬ 利用期間は、原則3か月以内とする。施設の利用終了（施設の規則違反による利用終了を除く。）に当たっては、切れ目なく居宅又は他施設に移すこととし、各保健福祉センターの担当ケースワーカーと調整すること。
 - ⑭ 施設の修繕に係る経費については、原則、受託者の責任で負担すること。また、利用者に故意または過失がある場合は、受託者が利用者に対して負担を求めるこ。
- (4) 契約期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2 予定価格

51,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
(20室を想定)

3 参加資格

参加資格については、(1)又は(2)に該当し、かつ(3)を満たす者であること。

- (1) 企画提案書の提出時点において、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者（京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと）
- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - イ 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - エ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
 - オ 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。

4 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

- (1) 受付期間 令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）

- (2) 受付場所 〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
北庁舎4階 京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室
担当 森田、後井
電話 (075) 222-3527
- (3) 質問方法 電子メール (chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp) 又は書面 (A4縦長、両面横書き) により持参
- (4) 回 答 令和8年2月27日（金）までに、京都市ホームページ上で回答を公開する。

5 企画提案書の提出

- (1) 提出期間 令和8年3月4日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所 4(2)と同じ
- (3) 提出方法 下記(4)必要書類を持参または郵送すること。なお、郵送の場合は上記4(2)の担当まで事前に電話で連絡すること。
※ 企画提案書は本市ホームページからダウンロードすること。
- (4) 必要書類 企画提案書：5部
企画提案書を補足する以下の書類：5部
・施設所在地が分かる地図
・居室及び日常生活で使用する共用部分の写真
・施設の概要が分かる資料（パンフレットや施設内の図面など）
・1か月分の食事の献立表の例

6 選定方法

- (1) 選定方法
選定は「京都市ホームレス緊急一時宿泊事業選定委員会」で行う。
選定の対象は、企画提案書の提出者（無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定に当たっては、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、提案者の業務実施能力を審査し、最も優れた提案があつた者を契約候補者に選定する。
- (2) プrezentationの実施
ア 日時
令和8年3月6日（金）
イ 場所
京都市役所会議室
ウ 方法
・ 説明15分以内、質疑応答15分程度
・ 説明に用いる資料は、事前に提出した企画提案書等のみとする。
エ その他
プレゼンテーションの実施時間、場所等の詳細は、提案者に別途通知する。

(3) 評価項目

- ア 建物の立地
- イ 居室数及び設備等
- ウ 方針及び基本的な考え方
- エ 業務実績
- オ 実施体制
- カ 個人情報の保護
- キ 独自提案等
- ク 費用見積額
- ケ その他

(4) 選定結果の通知

選定結果については、評価後、順位を付して、提案者全員に書面により通知する。また、受託候補者の名称及び提案者全員の評価点（失格となった提案者を除く）を本市ホームページにおいて公表する。

7 契約手続

契約候補者となった後、以下の書類について、提出いただき、審査を行ったうえで、提案内容を踏まえた契約用仕様書を両者で協議のうえ作成し、これに基づき契約候補者と契約を締結する。

ただし、契約候補者が本市の作成した契約用仕様書に合意できない場合は、審査の結果、次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約するものとし、その者とも合意に達しない場合は、審査の結果の順位に従って協議を行う。

- (1) 申請団体の概要が分かる資料（パンフレット等）
- (2) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書
（提出日前3か月以内に発行：写し不可）
- (3) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
（提出日前3か月以内に発行：写し可）
- (4) 市町村民税及び固定資産税の納税証明書
（提出日前3か月以内に発行：写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）
- (5) 水道料金並びに下水道料金の納付証明書
（提出日前3か月以内に発行：写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

※ただし、3応募資格(1)に該当する者は、(2)～(5)を省略できるものとする。

8 留意事項

- (1) 本件の参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚

偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、契約の相手方は本市に対する損害賠償の責を負う。

- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (5) 今回の応募については、令和8年度の準備行為として実施するものであるため、今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することもある。(予算の不成立による事業中止の場合、本市は違約金支払いの責を負わない。)
- (6) 参加者は、本市との契約を締結した場合、以下の「情報セキュリティ・個人情報保護対策」に記載された内容を遵守すること。

<情報セキュリティ・個人情報保護対策>

- (1) 本市の許可を得ずに、情報資産を外部に持ち出さないこと。また、従事職員が不正に情報資産を持ち出せないよう対策を講じること。
- (2) 本業務で扱うすべての情報に関して、紛失・改ざん・破壊・漏えい等が行われないよう管理を徹底すること。
- (3) データの保護及び管理について
 - ア 個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例を遵守すること。
 - イ 本業務で使用する情報機器には、外部の不正なアクセス・攻撃等に対する対策を講じること。
 - ウ 本業務で使用する情報機器について、発注者の許可を得ずに、他のネットワークとの接続及び外部からのアクセスを可能とする仕組みを構築しないこと。
 - エ ネットワークの管理及び運用を適切に行うとともに、ネットワーク上のデータの漏えい、盗聴または改ざんを防止するためのセキュリティ対策を講じること。
- (4) 個人情報の返還（消去）について
 - 委託業務を処理するために発注者から貸与され、又は収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理すること。
- (5) その他
 - 別紙の「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」及び「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」に記載された事項を遵守すること。

＜公募スケジュール＞

令和8年	2月16日（月）	募集開始
	2月20日（金）	質問締切り
	2月27日（金）	質問回答
	3月 4日（水）	企画提案書の提出締切り
	3月 6日（金）	プレゼンテーション
	3月 9日（月）以降	結果通知
	4月 1日（水）	事業開始

【問い合わせ先】

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
北庁舎4階

電話：(075) 222-3527 FAX：(075) 256-4652

担当：森田、後井

E-mail : chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp